

參謀

1287號

大正九年貳月參日 接受 陸軍省

第二課

二月一日

電報

參謀總長宛 在旭川 第七師團長

樺太長官ヨリ次ノ電報アリ

アレキサンドル及ノイグウエ方面ニ於テ 邦人過激派ノ為ニ襲

撃セラレ 邦領 千リエニ向ケ避難中ノ旨情報ニ接シ真相

香及千リエヨリ先發隊ヲ派遣セリ電文簡ニシテ日露電信不

通ナル為未タ詳報ヲ得ス目下 偵察ノ為警察官派遣

上何ツレ先發隊ノ報告ヲ待チ更ニ詳報ス

アレキサンドルニ於テ過激派ノ行政官四名將校以下四名投獄ノ

入獄中ノ過激派二十名ヲ出獄セシメ事務局ヲ新設シ新長官

ハ他ニ危害ヲ加ハサルコトヲ布告セリ

陸軍

外

1291號

大正九年貳月參日 接受 陸軍省

第二課

二月一日

電報

參謀總長宛 在 北京 東少將

支那

一月二十六日發長峯電要旨

伊犁西方ニ昨年末以來根柢ヲ占メアリシ及過軍ハ去ルニ

十一日ヨリ二十三日ニ亙ル過軍ノ攻勢ニヨリ大敗シ將卒四散シ支

那領ニ入り武装ヲ解除セラルルモノ多シ武装解除ヲ旨セ

サルモノハソトロフ大佐ヲ始メトシ國境附近ヲ逃ケ匿レツツ

アリ伊犁支那官憲ノ過激派トノ交渉頻繁トナリ伊犁外

交局長ハ過激派代表ト會見ノ為ニ二十六日 向ハリ

陸軍

4

極秘

大正九年二月三日 陸軍省

二月四日閣議決定

浦潮附近ニ於ケル騷擾ニ關スル件

次官ヨリ浦潮派遣軍參謀長ハ

電報案

最近「ニコリスタ」及浦潮等ニ於ケル騷擾ハ「チエツク」軍ノ
還送ヲ阻碍シ且公安ニ危険ナルモノアルヤニ察セラルル處
過般大臣ヨリ對政治團體態度ニ關シ指示アリタルモ將
來眞ニ過激派ノ行動ニシテ前記ノ懸念アリト認メラル
ル場合ニ於テハ「適應」處置ヲ執ルコトハ差支ナキ義ニ
付爲念

陸軍

大正九年二月三日

内支總持第ニシ號

朝鮮銀行

司事 石井 光雄

(印)

外務省政務局長

芳澤謙吉殿

浦鹽斯德擾亂ニ關スル件

拜啓首願ノ件ニ關シ弊行浦鹽支店ヨリ別紙電報寫ノ通り報告有之候
ニ付御承引被成下度此段御移躰迄得貴意候也

五七

浦鹽支店ヨリ入電

大正九年二月二日著

朝來各處ニ交戦アリロザノフ部下ノ軍隊ハ反旗ヲ翻シ當地ノ政權ハ
遂ニ州知事ノ掌中ニ歸シタルモ尙現下ノ形勢險惡極マリナシ當行金
錢ノ保護及行員ノ安全ニ就テハ軍當局ニ時々依頼シ其處置ヲナシツ
ツアリ

五七

REEL No. 1-1257

0303

電信課長

印

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

三月五日午前二時
本府 局長 大正九年三月四日
内田外務大臣 執野領事

第三号之三

一、カルライコフ隊ニ支出シ居ル金毎月額一千
五百百留餘ニシテ其他臨時支出巨額ニ
達シ之ニテ作りシケタル部隊ノ大部分ハ逃
走又過一年ニ及シ市民宛過軍ノ存
軍費金ヲ調達シ居ルカ如ク奇觀ヲ
呈シ居リ

總陸海軍老伊

イ

右ノ次第ニテ、カルライコフノ當地ニアルハ日
本軍ノ辱メ不利ト思ハレ 而テ之カ當市
内「ブルジョア」又ハ「インテリゲンチヤ」同政廳
派又リカ党ニ對シ排斥不手ノ聲ヲナシハ
事情點視シテ不 明ニ可キトアルモ
セウストウ農氏代表者等カ本納ノ句調ヲテ
誠意ヲ披瀝スル肺肝ヨリ出ツル聲ヲナシ本
官ニ於テモ亦之ヲ信シテ傳報告ニ及ブ次
第ナリ
政務部長ノ電報セリ

多分、或は、
電報、

電信課長

守

大臣

次官 桂

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

浦沙弁 三〇日一三〇
一五八 浦沙弁 大正九年二月
一五九 浦沙弁 四月十四日

内田外務大臣 菊池総領事

第一四一號

一月廿六日、三ツリヌク、市防委以來當
地ト、連絡地ハ在留民、安否知測
シ難キ為、日交通開始ヨリ、事
情調査、為メ、大谷書記生ヲ、三ツリス
ク、急行セシムル處合人、二月三日
帰還セリ、右、結果、依ル、政委ハ、政

總 務 課 長

府軍ノ無抵抗ナリシ為、市内何等ノ
被害ナカリシモ、政府軍將校官公使等
産家等ハ逮捕ヲ怖レ、戦々物々トシテ
我軍寛ク保護ヲ懇願スルモ、相繼ギ
欺ラレ、日本軍ト戦端開始ヲ危マレシ
為、一時邦人ハ萬一、避難方、付、損
議セシガ、我軍ト革命軍、市内、秩
序維持益、邦人、危害ヲ加ヘズト、損
空碎リ初メテ、安逸ヲ得タリ然レドモ
農民軍、勝テ誇リタルニ、疑シ如何ナ

ル暴行、出ズルナキヤリ保シ難ク我軍憲
ハ居留民保護ノ為メ憲兵隊ト守備
隊トアリ連続的ニ巡察隊ヲ出シ危臨
ノ場合ニ遭遇スルモ充分保護ノ途溝ゼ
ラレタリ依テ政変以來一週ヲ経タルモ邦人
中一人ノ害ヲ蒙リタルモノヤカリシモ市内
各所ニ露國資産家ノ追捕ニ遇フモ
ノ相違ギタルト我軍ノ革命軍ニ對スル
態度不協ナリシタム兵力ノ不調和ハ何
時彼我戰爭ノ惹起ヲ来スヤモ計之

ズト邦人中危機ノ念ヲ持ツモノ對カラ
カリシガ二月一日夜大井軍司令官著
革命軍ニ對スル態度不協ニ表明セ
ラレタル結果ニツリスクレ占領以來表面
敵對行為ニ出デガリシモ内心我軍ノ駐
屯ヲ薄氣味悪ガリシ革命軍モ其ノ
意ヲ了解シ尔来市民モ漸ク安堵ス
ルニ至リ尤モ我軍憲兵邦人保護ノ
為メ巡察隊警戒隊ノ自ラ緩メズ革命軍
ノ宣傳中ニ撤兵抗議ヲ云為シソ、

アルキメデス邦人、對シ安否氣遣ヒ、念
ハ考ルモノト推斷セラル(四)

REEL No. 1-1257

0307

大正九年 貳月 四日 接獲 陸軍省 第二課

參謀

陸軍省

電報

二月三日 午後九時十分發

參謀次長宛

宛

在

浦潮軍參謀長

浦參謀第一〇四號

報 情 報 1300 號

昨三十一日夕刻重砲及野砲ヲ有スル一隊、赤衛軍ノ一隊ハ樂隊ヲ先頭トシテ市中ヲ練行シ示威運動ヲ爲セリ群衆中ニ之ニ對シ萬歳ヲ稱ル者アリ

ニ市内ノ敬言戒ハ三十一日夕迄ハ民敬言ヲ以テ守備ヲリシモ本日ヨリハ全ク赤衛軍ノ守備ト化シ將校下士ノ肩章ヲ奪去セラル

陸

軍

戰司令部ノ名ヲ以テ行使セラレドモエジエラレシカ牛耳ヲ取リ主トシテ行政方面ヲ管掌シカイダ事件ノ當時其ノ陸軍大臣ニ擬セラレアリシコトヲウエツキハ要塞司令官ニ任命セラレ軍事方面ヲ擔當シアリ

(續ハク)

(陸同文)

電報

二月一日午後九時五分發
二月二日午後七時一分著

二月三日

次長

宛

在

浦潮軍參謀長

浦參謀、第一〇四號續報

以革命軍側ノ兵力合計四千三百ニシテ過激派軍約千五百士官學校生徒隊(「ロシア」島叛乱兵)約千二百ノ歩兵第三十五聯隊約八百、海軍兵約五百、歩兵第三十四聯隊約三百ヲ算ス

右ノ内士官學校生徒ハ自治團ヲ標榜シ其他ハ赤布ヲ纏ヒ赤衛軍側ニ立テリ而シテ彼等ハ平和ヲ希望ニ依リ集結セラレタルモノニシテ全ク戰意ナシ

陸

軍

五、革命ハ自治團ノ名ヲ以テ行ハレタルモ右ノ如ク其實勢カハ赤衛軍ニ移リ「ニコリスク」市附近ノ過激派首領「ムテパネニコ」ハ革命軍代表補佐官ニ任セラル

蘇城方面 續

大正九年正月四日 接受 陸軍省 第二課

電報

二月三日

二月一日午後六時五分

參謀總長宛

在 浦潮通信電司令官

南參第七八號

青況報告

外務省

發受 1301號

步兵第十五旅團報告

「スウヤ」ト連絡スルヤ 林大隊ハ二月三日カ
ンカウスニ到着ス同地ニ步兵一中隊ヲ殘ス就キ
邊激派首領ハリチザント會見ノ上三十
日光方ヨリ會見ノ申来リリ主カ 續
テ東進スル等
二月三日午後二時ヨリ步兵一小隊ヲハラ

ノフスキーニ派遣シ當分駐屯ヤシムコトセリ
第十四師團方面
東部旅團

一薩支隊長ハ哈府東方「ホ」ンコンスコエ「コ」ス
クニ急フカ「ア」ナス「セ」イ「カ」附近ノ敵各方面
ヨリ集テ合シ哈府攻撃ヲ揚言シアリヲ討伐スル
為步兵三中隊(約二百四十名)騎兵若干
機關銃四山砲二哥薩克十騎ヲ率テ
三泊ノ豫定ヲ以テ二十五日夜半哈府ヲ出
發セリ

尼港方面

海軍側ノ通報ニ據ルハ二十七日尼港ヲ

電報

二月三日

二月一日午後九時三十分迄
二月一日午後七時五分迄

參謀總長宛

在 浦潮軍司令部

浦參第七八號 其三

三、情報ヲ綜合スルニヒキシ、ワヤセムスガヤ、間鐵道
線路ハ屢々テ現地補修ヲ行ヒツツ、運行セハ
三日間ヲ以テ、ヒキシヨリ、哈府ニ到着シ得ヘキ
カ如シ

烏蘇里線ノ状態左ノ如シ

クラエフスキー、シマコフガ、間木橋ヲ燒却、同地

附近電信線大破壊ニ箇所

ベイツーハ、ローセンカルト、トフカ、間橋梁一燒却

陸軍

線路破壊一、ローセンカルト、トフカ、スナルキー、間

同線部全部脱退、スナルキー、轉轍装置

全部破壊、スナルキー、ゲシ、間鐵橋及

枕木燒却、電信線大破壊、コケ、

給水装置破壊四

武市支線、セ、鐵道橋西方、燒却、橋

梁ハ二十九日夕完成、同支線全部通ス

(終リ)

大正九年二月四日

内支總務第三三號

朝鮮銀行

石井光雄

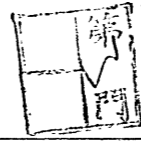
雄

外務省政務局長

芳澤謙吉殿

一、哈爾濱ニ於ケル暴動ニ關スル件

拜啓首題ニ關シ弊行長春支店ヨリ別紙ノ通り報告有之候ニ付寫御送
附申上候間御查收被成下度此段得貴意候也



送付

Handwritten notes and stamps on the right side of the document, including a circular seal with the character '商' (Sho) and another with '朝鮮銀行' (Chōsen Ginkō).

電文

一月三十日午後六時發哈爾濱日本軍隊ヨリ當地守備隊宛左記電報アリ

本日午後一時當地露西亞監獄ヨリ囚徒五十名ヲ引出ス目的ニテ職工
約千名同監獄附近ニ集合支那兵二百態々全地へ出張監視中未々不穩
ノ行動ナキモ事態切迫セリ

朝鮮銀行

一月三十日午後六時發哈爾濱日本軍隊ヨリ當地守備隊宛左ノ通電報アリタリ
東清鐵道從業員ハ「ニコリスク」過激派ト連絡東三州委員會ノ名ヲ以テ一昨日來政治運動ヲ起シ勿ニ集會ヲ催シ政治犯人二名ノ解放ヲホルワツトニ求メ來リ土曜日カ日曜日(二月一日)ニハ日本軍ニ示威運動ヲ起サンヲトスル風説アリ軍隊ノ一部モ通謀シアリトノ噂アリ諸部隊及在郷軍人ハ警戒中視測ハ日支軍ノ爲メニ暴動起ラストナシ人心沈靜シ市中平穩ナリ

REEL No. 1-1257

0315

電信課長

14

大臣

次官性

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

浦瀬農 大正九年二月五日 五〇七三〇
布着着 五〇七三〇

内田外務大臣 松平政務部長

才五五号

当地改変後ニ於ケル当局ノ態度ヲ
確メ彼我ノ意思疏通ヲ計ルハ刻下
ノ急務ナリト欲シタルニ付本夜ハ二月
二日当州自治会議長ノトウエニヨリ
ト會見シ意見ノ交換ヲ試ミタルガ「
ハ本州ノ改変ガ「コレヤウク」俾罷政

總 各參軍老伊

ニ憐ラザリシ民衆及軍隊が自分等ヲ
債任シタルニ依リ流血ヲ見ズニテ行ハ
レタル歎末ヲ伴説シ今ヤ当市會及
「コレハラキレ」聯黨組合郡部自治
會等公共團體及帝國銀行前「コサ
ノ」民政部員前政府各代表官大部
分等友衛俾ノ意ナル者及前政府軍
官等「コレ」(過激派「含ム」及南都島蘇
置「コレ」今「後」何レモ新政府ニ服
從志願ノ意ヲ表シ来レルヲ以テ近

各ハバゴラスク其地當分全部結合
ヲ見ルベク當分一帯固定上ハ漸
次軍統及役員加南各分トモ建統
ヲ取リ極東全体ノ自治國政權ノ
統一ヲ計リテ豫テ目的タル内乱ノ
中止ナ 地方経営ノ任ニ當リ遂ニ外
國軍隊ノ駐屯ヲ專善義ナラシムルニ
至ル程ノ状態ニ向ハシムル見込ナリト決
リ尚ホ吾人ノ方針トシテハ外國ノ干
渉ハ情ニ内乱ヲ助長スルニ付是ヲ

歎セザルモ 經濟上ハ援助ハ聯合
例殊ニ近接セル日本ヨリ得ルモノトシ
切ニ希望スル旨ヲ述ベタルヲ以テ本
報ニ日本が援東「オムス」政府ヲ援助
シタルハ事實上唯一政府トシテ經
濟上其他援助ヲ與ヘタル次中尤カ
政府ニ干渉シ一方ヲ援助シタルトナ
リシコトハ從來殊ニ最近政變ノ際ハ尤
先我軍ノ態度ニ依リ以テナリ

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援



増原

内田外務大臣 松平政務部長
昭和九年二月五日

三 浦潮奈
八 本者着
一 内田外務大臣 松平政務部長

不五五號

自分ハゴレ政府顛覆シテ他ニ民
意ニ基テ政權確立ノ曉ニ日本ガ
依ルニテ接助セリテ疑ハレル旨ヲ述
レ尚最近当地方ニ於テ極目的
運動ノ行ハル風説アルヲ指摘
シ之ガ取締方リ注意シテ

總陸海軍大臣 齋藤

又中子ノ欠ノ事
細部ヲ指示ス

ハ右ニ基テ送來ガ政府ガ我
國ニ後援ヲ要用シテ反對側
ヲ威嚇シテ来リタル反動ニシテ
幹部ハ日本ノ立場ヲ了知セシ
民衆心理ハ然ラズ日本軍ガ
ノレカレニテ等ヲ接助セト思
考シ現ニ此側軍人等ガ日本
軍側ニ收容セシテ事實ハ
ノレ以下約四百名ニ達シ右ノ
モ口側ノ揚言ヲ裏書スニ等シ

其結果ヲ来タレタリ尤先來民衆
言論ハ餘リ在キテ置クニ定テ日
本側ニシテ公平ノ態度ヲ持テ
之ニ自出ニ消滅ス可シト強リ
居リ本官ハ若シ一部人士排日
的布傳ノ結果日本居留民等
ニ對シ不穩ノ行動ヲ爲スアラシカ日
本年ハ已ハナク之ヲ對抗中あり
孰レニ至ル可ク事勢ハ困難ナリ
ハル處アル可キ付極力未ダニ取

締ル必ア注意スルニ付極
力日本ノ立場ヲ周知セシメ右ノ如キ
ニナキ様努力ス可シト答ヘヨリ。
次ニ本官ハ可シク特例ガ軍
司令部ニ逃ダシタル事實ハ
イタル事件ノ際米國軍司令
部ガソクラスウヘツキ一尋ヲ收容
シタル同様迷惑至極ノ事ニ屬
スルガ人道上ニ追放スルモ行
カズ得ザル始末方ニ付考査中

十九日在... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...
... 彼等... 金...

依... 本... 尚... 軍... 憲... 協... 儀...
... 尚... 儀... 可... 旨... 以... 多... 事...
... 相... 島... 杉... 野... 山... 口... 石... 田...
... 相... 島... 杉... 野... 山... 口... 石... 田...
... 相... 島... 杉... 野... 山... 口... 石... 田...

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

浦御茂 大正九年一月四日
本着 吾等六一五
内田外務大臣 松平政務部長

第五六号

從來黑龍沿海西州に於て鐵道ヲ
襲撃手ニ我軍ト衝突シ居ん團體ニ
一部追激派ヲ名ク居んモ大部ハ労働
民軍トナルヲ見シテ彼等ハ「ソルヤ」
政府ヲ倒スコトヲ主目目的トシ日本
其他、聯合軍トシテ政府ヲ援助ス
目的トシ居ん次第ヲ以テ「ソルヤ」政府ヲ
總陸海參謀老伊藤 二二

覆蘇我者に於て如何ニ思慮ヲ施スモ
到底先多ク効果ヲ見ん能ハルコトが今ヤ
破棄スル目的ハ達セシムルヲ以テ「ソルヤ」
日本、態度ヲ的ニシ露國民ノ生活状態
ヲ改善スルニ 最必要ナル鐵道破壊ヲ
企テ又ハ日本軍ヲ襲撃手セカ限リ
日本軍ニ於テハ全量被撃ヲ敵トセカ
バキコトヲ周知セシムルニ於テハ黑龍島蘇
里兩地方に於テハ匪徒ノ跳梁ヲ熄メシ
ムコトヲ得バク若シ此ノ時機ヲ逸シ我軍が

從來通り「カルク」等、軍隊に
共ニ討伐ヲ續クニ於テ我軍ハ永久ニ
露國兵ノ敵トセバ此ノ意ニ當リ最近
陸軍ニ中東部ノ方針モ討伐差控
ニ決シタル由ニ付キ本官ハ之ヲ有ラユル方
法ヲ以テ戰國終熄ヲ試ムコトヲ必要ト
認メ軍ノ實トモ協議ノ上先ツ三月
及三月兩日ニ至リ「ドモ」ト會見
(續ク)

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

浦添

本有者

大正九年

四月廿九日

内田外務大臣

松平政務部長

第五号

右方針ヲ詳シク説明シ此ノ際有テ
方法ヲ以テ鉄道ノ破壊ヲ止メシメ以テ
不必要ノ戦闘ヲ終息セシムトシ努力カ方
協議シタルガ彼モ全ク同意ノ意ヲ表シ
既ニ民衆ノ目的ヲ達シタルニ付セシト
帰順シ鉄道ヲ敷設手ヲ止メキ命ヲ令ラ
ルニリスルカ方面ノ叛軍ニ復シタル

右地方ノハルチザン及露軍ノ反乱セルマ
ハ既ニ帰順シ尚田(脱)ニシテスウチヤニ方面ニ於
ケルセフチエニコノ部隊モ帰順ノ意ヲ
表シテ尚田ニ集ルカ方面ノ反乱セルマ
及「スハスカヤ」方面ニ命ヲ達セサルナ
リンモ之等モ尚田ニ帰順スベシト思ハル尚本
件ニシテハ新佐治海州軍
司令官「田ラウエツキ」具體的ニ
大井司令官ニ協議セシムベシト望ム
本官ハ引續キ本件ニ全カク用ユダ

若し當地に於て連絡不充分と認めらるる
ニ於ては適宜に「リクス」の「バス」を「方面
造成」に努むる積り。(終り)
松島、牧野、山口、石田へ轉電せり。

第3門
郵政省

✓

シラレ處左ノ通田電ヲリ	貴電中一三号ニ関シ在浦漱松平へ照会	中 四 一	号	在英 珍田大使宛	外 田大臣	政務局長 第二課	電 信 省	暗 分 送
-------------	-------------------	-------------	---	-------------	----------	-------------	-------------	-------------

一〇四号至五號

外務省

REEL No. 1-1257

0325

當地ノ方ノウクライナレ人民カ官憲ヨリ特ニ老ニ待
 ヲ受ケシト認ケ可キ事実ナレ只政略ヲウクライナレ
 ヲ七命ニ來レシテ少數政治運動者カ民族自決
 ヲ唱ヘ政治運動ヲ試ミ露國官憲ノ抑制
 ニ遭ヒタル事実アルカ如キモ當地ノ方ニ土著
 セルコウクライナレ人民ト連絡ヲ有ヒタルカ如シ

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

要目

西経援

九階

内田外務大臣

相島總領事

第九六號

里龍治海

方面に於ける社會草

命黨、成郊ニ付、官吏及有識

者、除る當地露國人ノ對日感情

若し、防勇トナレリ二月一日舉行

セラレトレ多ル若威運動ハ多那側

ノ抑壓ニヨリ中止セラレ二日ノ勞働者

集會モ亦多那官署ノ手ニ依

總 各參軍老伊スレ

り解散セラレタルカ今後機會アル

毎、對日反感ハ種々ノ形式ニ於テ

弁表セラレルト信及今日此ニ發

表セラレタルモノ在ノ通

二月二十七日東京支鐵道勞働組

合哈南賓勞働組合本部及

民主國体(股)ノ決議、日本軍、

駐屯ハ却テ露國ノ内乱ヲ長引カ

ルハ又日本軍ハ今ニテ撤退ノ為

ノ鐵道ヲ管理スルト云フモ事實

於其撤退ヲ妨ケテ、日本軍
閩ハ極東ニ對シテ改革的修治的
西朝權ヲ着手握セシトスモノ、コレヲ本
會ハ斷シテ之ヲ許サズ速ニ撤兵セ
シトテ要求ス支那國民力在露日
本軍隊ニ對シテ露西亞人、抗議
ニ援助ヲ與フシトテ求メ日本ノ勞働
民衆ハ軍閥ノ冒險ヲ許答セザ
ルニテ信ス

二月三十日在哈爾濱賓ゴオハラチ

「ガ」中三國代表者決議。本
會ハ露國ノ統一國民的存在ヲ
脅威スルモノヲ默視スル能ハズ露
國復興ハ外國ノ武力干渉ヲ受ク
ルニトテ自方ヲ以テスルヲ要ス英
米ノ諸國ハ其誤リヲ悟リテ撤兵
セル今日一國ノミ、干渉徒儻ハ其
自然ノ結果トシテ事實上ノ台領
ハ露國ノ露國人ハ露國領土ノ割
讓ヲ容認スル能ハサルヲ以テ日

本カ東部西比利ヲ白領セシトセハ
必クヤ武力的反抗ヲ受クク吾
人ハ産業團體(販)有テ手段ヲ
以テ之ヲ反抗スル本會ハ露國民
心ヲ安定シ流血ヲ憐ヲ避クルカ
ソ日本軍ノ撤退ヲ必要ト認
ルモノナリ

三月一日三十日各同業公會並ニ改
革的協同體聯合大會ノ檄文
吾人カ日本ノ干渉ニ對スル示威

運動ヲ中止シタルハ其那官憲ヨ
リ右様ノ方針ヲ依リ抗議ヲ表示
スルハ即チ惡結果ヲ尙ラズレ
トノ通告アリタルカ爲メニシテ
南滿洲ニ在ルハ示威運動
ニ兼シテ爲ス所アラントモ去リ故
ニ聯合大會ハ示威運動ヲ以テ
事實ニ適ヒサルモノトシ之ニ更
ニ日本ノ干渉ニ抗議ヲ表スル
爲メ續々集會ヲ催スルトニ決

予、同表諸君、名、趣旨ヲ体シ
 全露國人及同志ノ支那ノ
 糾合セラルルニ吾人ノ事業タル
 革命ノ目的ヲ達成セシカラス
 人ノ團結自重規律ヲ重シ
 時機、熟スルヲ俟ツヲ要ス
 和平、踏電セリ

(長春支函二日附名二五)

支那ノ革命ノ前途
 西化ノ革命ノ前途

電信課長

一四時

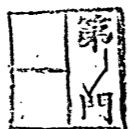
浦邊支函九日二月五日
 一〇〇〇

大臣

次官

第四七派

内閣外務大臣 菊池徳領奉



政務 其後當地方引續キ靜穩唯市中淫々共
 通商 産党又ハ無政府党ノ不穩ナル文字ヲ記
 條約 セル點低シ見ルノニ依テ淫党第三七派
 人事 我陸戦隊ハ二月四日一先ッ全部引揚ケ
 會計 夕リ
 (五日發)

西經援

總各參軍老伊下

大正九年二月五日 接受
警務局 第二課

三五

電報

總長

宛在

東少將

支第八六号、田島電轉電。

二月 二日午後一時十分發
三月十日午前十一時發

解回電

秘 1362

一、一月二十八日發塔城來電ニ依ルハセルギオボリスカヤニ陥落後
「アシコフ」ハ「ウルシヤ」ルスカヤ附近ニ於テ防禦スルニ決シ
兵カヲ全地附近ニ糾合シツナリ、支那側ハ中立的態度ヲ
遂行スル再ニ國境ニ師団ヲ配シテ警備シツナルモ各盟境
近クニ於テ「ウルシヤ」ルスカヤニ這ニ日行程ノ戰斗スルハ或ハ其
戰敗ノ餘波ヲ支那ニ及サルヤヲ恐ル
二月十九日發新疆外道ノ情况

陸軍

ハ病氣其他ニヨリ漸次減少セルヤホリスカヤニ到着人員
ハ約五六千(過半数ハ老弱ナリ)軍需品乏ク加ルニ退却
沿道ノ及過激派婦女五六千人隨行セシ再共生活ニ
ラ非常ニ困難スルヲ認ム「セルギオボリスカヤ」陥落シ「アン
ニコフ」ト共ニ「ウルシヤ」ルスカヤ附近ニ退却シ居ルモ支那
接スル西路領及過激派ノ殘存セルハ唯「ウルシヤ」ルスカヤ
ハル間ノ小区ニ過キス「サイシ」ルスカヤノ如キモ十五日過激派
ノキニ歸セル目下ノ情况ニ於テハ遠カラス「アシコフ」軍ト共
ニ或ハ支那ニ逃走シ此處ニ及過激派軍ノ残蹟敗スルナラ
ト觀察セラル

大正九年二月五日 接受

陸軍部 第二課

第 1367 號

至急 電 報

二月 二日 午後 七時 三十分 發

三四 午前 七時 三十分 着

二月 三日

宛 在 派遣軍司令官

浦安多第八十号
情况報告

第十四師團方面

二月二十日夜半哈府ヲ出發セシ管討伐隊ハ先ヅハ
近ヨリテニ三百ノ追殺隊軍ト輕戰シテ斃傷退シテ
コニスタナノ方面ニ前進セシカハポーリスニ道ニ進ミテ
右側衛(中隊長之) 中隊長ヲ指揮スル者共四十
機関銃一騎共十五騎及一哥薩克ニ騎リテハヤリテ
ニ於テ四五百ノ追軍ト遭遇シハ府東北側三角ノ點ニ

陸 軍

後退セリ依リテ東北旅團長ハ二十七日豫備隊ヲ與手
ケテ之ヲ配逐セシメテ

二、追殺隊田藤支隊アリアルハ之ニ増援セシ兵一隊ハ
一月三十日ガビタニ歸回セリ

三月二十日ハレヨゾコハ分遣隊ヨリ同日早朝約八百(追殺隊)ノ
追殺隊軍ヲセシメテオセギヨリハテロツカニ移動セリトハ報
告ニ接セシ西野旅團長ハ該隊長ノ指揮スル兵一隊
トニ山隊機関銃三野砲二門ヲ二十一日アブ市出發シテ
討伐ニ任セシム尚哥薩克若干及野砲二門ハレヨゾコ
ヨリ之ヲ協力スル者

哈爾濱方面

同地ハ西野ヲ顧慮スルニ北滿鐵道隊司令官ハ

大正九年二月五日 接受

警務局

第二課

參謀

第 1368 號

次官同文 至急

二月四日

二月三日午後七時 附前五時 合着

電 報

宛

在 滿洲洲遺軍參謀長

浦參謀長百十二号

附四七

トメドエトシエフレガ 秘軍 敵軍 部隊ニ 諸レル 要旨、
 本回ノ 改変ハ、ロガノフレ 創軍 隊力 迅速ニ 其向背ヲ
 更メタル身ニ 意外ニ 延滞時間ニ 且 意難ニ 解決ヲ 爲テ
 タルカ、イゼムストオレ 倒レ 兵衆 糾合、結果ヲ 示レテ
 自然ニ 過激派ノ 混入ニ 示レルシ、免シス 従テ 老人ハ、ヨリ
 日本ノ 立場ヲ 了 解シ、アルニ 兵衆中ニ 從來ノ 關係上
 比隣 自己ノ 改組ト 爲、日本ニ 対シ、中傷的 行爲ヲ
 取テ スルモノ ナキニ アラス 然レトモ 比鄰タル 國ヲ 爲

陸 軍

人ノ 本意ニ アラサハ、以テ 降参ト 命之カ 鎮靜ニ 如カ
 ハ、又 日本軍 創ニ 收容セラル、旧 政府 小虎バ、一昧ノ
 ノニ 就テ、日本ノ 處分ニ 任スルニ 彼等ノ 内ニ、官 金
 携帶 等ノ 罪人ニ、トルコトヲ 考慮ニ 思カレ、タシ、又 旧 政 府
 虎 一昧ヲ 解放セ、ル、元 自 信 團 創ニ 於テ、強ク、之ヲ
 追テ、窮セ、サルヘリ、罪人ニ 対シ、テ、モ、新ジ、テ、死 罪ニ 處ス、ル、ト
 ナカルヘシ、尚 降参ニ 於テ、地方 兵衆ニ 対シ、テ、今、日本
 ノ 意 思ノ、アル、所ヲ 徹底ス、ル、ニ、努メ、校 隊ヲ、示テ、交通 線
 ニ 危害ヲ 加ヘ、シ、ヨリ、日本 軍ヲ 挑 発ス、ル、コト、ナカ、ラ、シ
 ム、ヘシ

REEL No. 1-1257

0334

大正九年二月五日 接受

警務局 第二課

參謀 次官同文

二月四日

有二月三日午後三時三十分發
浦潮波選原泰謀長

電報

次長

宛

在

浦泰謀第一〇九號

革命政府ノ重要人物

今同革命ノ重要人物左ノ如シ

一 首領、トドウエーダラ、社會革命黨ニテ集來沿

海州「ビムト」代表者ナリ、今回、改進黨ニ軍事

行政ノ全權ヲ執行ス

ニ「カクコウ」エー「ワキ」中佐、旧「ゲル」ル「政府」陸軍大臣

陸軍

ニ「アサ」バネシ「コ」後、東、尾、亦、附、近、ニ、於、テ、ハ、過、海、軍、ノ

一 支、隊、長、ニ、シ、テ、今、同、革命、軍、ニ、代、表、輔、佐、官、ニ、任、命、シ

一 月、廿、日、其、武、官、ト、共、東、浦、セ、リ

其、他、情、報、ニ、依、リ、ハ、ト、シ、テ、カ、ク、シ、コ、レ、モ、本、浦、セ、リ

後、ハ、ト、ス、イ、ヤ、ン、シ、ン、方、面、ノ、過、海、軍、總、指、揮、官、ト、シ、テ、カ、ク、シ、

來、重、職、ニ、就、任、ス、ハ、キ、セ、ト、預、期、多、ク、ハ、次、官、塔、シ

號 1369

大正九年二月五日 接獲

警務局

第三課

次官同文

二月四日

電報

二月三日午後七時の分發
二月四日午前三時三十分發

参謀次長宛

在 浦潮軍参謀長

浦参謀第一二三 邦

露國海軍ノ動靜

露國海軍例ハ改革ノ際ニ有力者ハ外國例ニ避難シテ
ハ軍艦「アリオール」及「ヤクト」ニ乗來シテ三十日朝出航
セリ本三露國例ヨリノ直報ニ依リハ同艦ハ昨日夕暮
頃港ニ返接セリト同艦ハ「ボドトウロフ」中佐ノ指揮ヲ
以テ出港シ海軍士官候補生ノ大部ノ之ニ乗來セリ
畱セル海軍將校ノ大部ハ昨日以來自該會政府ニ
勅務スルコトヲ承認シ海軍司令官トシテ互選ニ依リ

陸軍

コキタンレサ將當選シ「マドエーデフ」ハ之レニ同意ヤ
リ然レ同少將ハ目下露軍司令官トシテ難中ニシテ本
人ノ意郷國ヲ離ルケルニ絶對ニ就任セスト云ヒ所レリ

次官スミ

大正九年二月五日 接獲 陸務局 第二課

次官同文

電報

二月四日

參謀次長宛

在 浦潮港遠征軍參謀長

浦參謀第百十一号

新要塞司令官「クワウエツキ」ノ軍司令官訪問

二月三日 新要塞司令官「クワウエツキ」中

佐ノ軍司令官ヲ訪問シテ就任ノ挨拶ヲ述ベ更ニ左ノ

如ク述マリ

今用ニ改変シ於テ日本軍ノ公正ナル態度ニ感服シ流血ノ

慘ヲ見ルコトナリ吾人ノ目的ヲ達スルコトニ關シテ

謝意ヲ表ス而シテ今後松東ノ治安保持ノ事ニハ

人民ノ苦情状態ヲ良好ナラシムルニ務メ是レガ多ク

陸軍

隣邦及日本國ノ援助ヲ待ツ所多ク大ナル以テ直

ニ日露兩國ノ同情ナル關係ヲ保持セシメトテ希望

ス日本ノ出兵目的ニ關シテ吾人ノ十分ニ其意ヲ了

解シタルニ下級者ニ對シテ宣傳ノ事誤解シタルノアル

ハキニ依リテ之ニ關シテ十分ノ取締ヲナスルヲ又日

本軍司令官ニ之ニ對シテ露列國官吏軍人ニ

關シテハ日本軍中人道ニ其キニ收容セラルルコト明

瞭ナル也 其滞在ノ事キニ從ヒ一部人トノ誤解ノ種

トナルハ了連ニ解決シテ之ニ奉命政府ニ於テハ重要ナ

ル政治犯人及探偵局職員ハ相高ノ監視ヲ

專スベキモ其他ニ關シテ何等ノ拘束モ之ニ關シテ

次官同文

1371第

歐洲戰爭交戰國情勢一覽 第五回

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

要旨文書

西經援

要復書 濟

青島電 本省着大正九年二月三日

内田外務大臣 山崎領事代理

阪東第一号 第二号

武市領事 二月三日

一階の過激派に連心叛乱の企て

ヲ攻撃するの情報あり我が軍隊

嚴重警戒中

護衛兵に派遣シ警戒中

大正九年二月十三日記録第二編

ト下ニ直下人心不安ヲ極シ。右不取極
外務大臣、在支公使、哈爾濱總領
事、ハ轉電アリ。

電信課長

大臣

次官

政務

通商

條約

人事

會計

文書

西経援

浦益亮

大正九年六月廿四日

内田外務大臣

松本政務部長

第五九號

当地方ノ政權ヲ掌握シタルハモストウ
當局ノ過激派ニ對スル態度ハ今後
在局ニ重大ナル關係ヲ有スルニ付三月
日マドウエジエラニ會見ノ際意見ヲ
キタルニ彼ノ意見大要ヲ通リ
メハ極東地方ニ於テ過激派ハ其勢
力恐ルニ足ラス彼等ハ既ニ歸順ノ意

總 各參軍老伊

ラ表シタルモノモ有り一般ニ政權ハモ
トウニ過激派ニ對シテモ居ルニ付今後
差シタル困難ニ遭遇スルコトアルマ
タニ何本及ハ極東ニ於テ過激派ニ就
テハ政權ニ於テ過激派トハ多少生
ラ異ニシテ現在極東ニ於テハ彼等
ノ勢力微弱ナルヲ以テモエル党ノ下
ニテ干渉セザルトセバ早晚政權ニ過激
派及ビモ軍隊ハ極東ニ派遣セラレ

後ヲテ「エスエル」党側ハ之ガ壓迫ヲ受ケ
若シ之ニ從ハザレバ「テロリズム」ノ迫害ヲ受
ケル懼アリト思考スルモ如何ト述ベタル處
メハ過激派ト我党ノ後來ノ方針ニ
ニ、点ニ於テ一致セル處アリ「外國」ノ
干渉ヲ排斥スルコトト「民主主義」ト
之ナリ之レ迄過激派ハ「ソニヤ」ツク反ハ
「テニキン」等ノ反革命勢力ガ強クナリ
ル程強キ反抗カラ以テ之ニ當リタルガ既
ニ「コ」政府倒レ極東ニ民主主義及

外國干渉ヲ排斥スル政府ノ殘ルニ於
テハ彼等ノ目指ス目的物ヲ失フニシラス
彼等ノ軍隊ハ素ヨリ争闘ヲ好マザル民
軍ナルヲ以テ必ズ之ノ勢力ヲ失フニ至リ結
局貴説ノ如キ結果ヲ生ズルコト
(脱) 猶理想ニ傾キ居ル説ヲ主張シ居
タリ
松島へ留電ヨリ

0341

REEL No. 1-1257



政務局長

大正九年二月二日起草

大正九年 月 日 號

送第 號

在米

幣原 大使

内田 外務大臣

要目付
送第 九 号
九 年 二 月 七 日

「コルチャック」政府ノ没落以來「チエック」軍及米軍ノ暗々裡ノ後援ニ依リ沿海地方社會革命黨ノ活躍愈顯著トナリタルカ浦潮ノ「ゼムストオー」ハ該運動ノ中心トナリテ「ロザノフ」及其ノ一派ヲ驅逐セントシ一月二十五日以來浦潮「エーゲルスキー」軍隊「ニコリスク」守備隊又社會革命黨ニ與シテ反亂ヲ惹起スルニ至レリ然ルニ「ロザノフ」ハ此ノ運動ニ對シ極力武力的壓迫ヲ加ヘ戒嚴令ヲ布

外務省

告シ該運動ノ主謀者ヲ捕縛シ「エーゲルスキー」軍ノ武裝解除等ヲ斷行シタルモ一月二十八日ニ至リ「ロザノフ」唯一ノ部下タル「ルスキー」嶋士官學校生徒反亂シ反テ「ロザノフ」ヲ襲撃セントスルノ情報傳ルト南緯上海軍兵學校生徒亦「ロ」氏ヲ援助ヲ拒ミ港内碇泊「アリヨール」號ニ移リ越ヘテ三十一日教賀ニ向ツテ發航セリ如斯不穩ノ形勢ノ下ニ一月二十八日以來聯合代表者會議ヲ開催シ時局拾收ノ策ヲ講セントセシモ議纏ラス而シテ一月二十五日「ニコリスク」ニ守備隊ノ反亂起リ同地ヲ占領シタルカ其ノ後社會革命黨側ハ民主國民黨ナルモノヲ結ヒ二十九日浦潮官憲ト交渉ノ爲米軍保護ノ下ニ其ノ代表者ヲ派遣シタルヲ以テ聯合代表者ノ一部ノ者ハ右兩者間ノ平和解決ニ斡旋センコトヲ主張シタルモ是亦議纏ラス而シテ二十九日夕刻聯合代表者一

外務省

Handwritten notes and signatures on the right page.

58-13
0

同意見交換ノ結果露國內政不干渉ノ主義ニ鑑ミ斷援ノ場合聯合軍隊ハ非
戰闘員ノ生命財産ノ保護ノミニ當ル旨ヲ決議セリ右會議中「ニコリスク
代表者保護ノ任ニ當レル米國將校來訪シテ彼等代表者カ聯合代表者ニ會
見ヲ希望スル旨告ケタルモ聯合代表者ハ未タ公然「ニ」市代表者ト交渉
スルノ時機ニ非ルヲ理由トシテ之ヲ拒絕セリ

「ロザノフ」ハ時局ニ鑑ミ政權ヲ投出サントスルノ意向ヲ有シ三十日夜
要塞司令官「ウエリゴ」ハ「ゼムストオー」ノ右黨ト結托シテ「ロザノ
フ」ノ政權ヲ引繼カントスルノ模様アリシカ一月三十一日早朝社會派軍
隊「ロザノフ」ヲ襲撃シタル爲「ロザノフ」ノ初メ政府派
赤黨中モ「ロザノフ」日本軍人等「ウエリゴ」セル「ヤ」等居留民ヲ保護中ナ
茲ニ於テ右軍隊ハ赤色ノ旗ヲ掲ケテ浦潮重要官衙ヲ占領シタリ
(其ノ他モ未タ)

外務省

一月三十一日浦潮「ゼムストオー」左黨ハ首領「メドゥエヂエフ」外四
名ノ名ヲ以テ一般市民ニ對シ布告ヲナセリ其ノ要領如左
「ゼムストオー」ハ人民ノ希望ニ依リ臨時沿海州ノ全權ヲ掌握シ内亂ヲ
停止シ人民ノ利益ヲ擁護スルコトヲ目的トシ其ノ實行方法トシテ政治犯
人ノ釋放、言論集會ノ自由、糧食ノ供給ヲ置ニシ「コルチヤク」ノ設置
シタル政治機關ヲ撤廢ス

尙外國ノ干渉ハ露國民ノ事業ヲ困難ナラシメ内亂ヲ助成スルヲ以テ之ヲ
排斥ス
天仰石ノ島ウチ
上陸セシメ
本ノ情況ニ據リ我海軍ハ一月三十一日陸戰隊ヲ編成シ居留民ヲ保護中ナ
リ

外務省

地三越因ノ事ニ維モ本軍「チエック」軍ノ後援亦多ト
本軍大將ニ據進メテ「チエック」軍ノ兵備ニ加シテ其ノ勢力ヲ擴張
南比利亞ニ據ラシメ「チエック」軍ノ兵備ニ加シテ其ノ勢力ヲ擴張
自選擧ハ社會革命黨ニ屬シテ其ノ選擧ニシテ「ホルセビスム」ノ選
擧ニ對シテハ「チエック」軍ノ兵備ニ加シテ其ノ勢力ヲ擴張
左記ノ如ク行フ所アリ

外務省

REEL No. 1-1257

0343



1940年

號 1394

外務大臣

總理大臣

大正九年二月六日 接受 陸務局

第二課

(印)

大正九年二月 三日 午後十一時 〇分三〇秒 線局着

受信者 臨時海軍無線電信隊長

受信者 次官 軍令部長

第二番電報 電報譯 (暗號)

連日ノ大吹雪ノ為 行動自由ヲラス 千又イ
ラフニ市間ノ交通 連絡未夕復舊セス 市ノ
狀況不明ナリ 三宅 第二十九番電ノ敵ハ引續キ
「モスイラフ」砲臺及砲臺下ノ漁場ニ占據シ屢々
砲臺諸倉庫ヲ襲ヒ尚要塞砲ノ修理ヲ為シツ
アル形跡アリ

發電先 大臣 軍令部長 第三艦隊司令長官
第五戰隊司令官 臨時派遣隊司令官

海 (了) 軍

REEL No. 1-1257

0345

大正九年二月六日 接受

警務局

第課

海謀報第二四二七號

大正九年二月六日

海軍軍令部

第 1395 號

浦塩ノ政変 (一月三十一日)

第一報 (午後三時)

一、今朝叛徒、一隊ハ軍管区司令部ヲ占領シ、
 次テ口サノフ邸ヲ圍ミ政權放棄ヲ迫リセ、
 時遂ニ銃砲ヲ舉シ該邸ヲ占領セリ、
 日米陸海軍ハ兵ヲ派シテ市中ヲ警戒セシ、
 カ叛徒ハ軍歌ヲ高唱シテスベトランスカヤ街
 ナ西シ要塞司令部ヲ占領シ次テ裁判所探
 偵部等諸官衛ヲ占領ス、
 二、海軍軍令部ニ朝来叛徒ニ占領セラレテ赤
 旗ヲ掲ケ海軍革命本部ノ側ヨリ布告文ノ
 公布アリ、陸軍革命本部モ亦然リ、

三、労働者民兵等ニシテ武器ヲ執リ叛徒ニ参
 加シテ行動ヲ共ニスルモノ漸次多数ニ上
 ル模様ナリ、
 四、沿海洲自治会長ヌドウエジエフノ政治機關組
 織ニ関スル布告文出ツ補佐役ハアファジエフ
 ノホフ、ルサノフ、メンダケツナリ、
 五、市中比較的静穏ニシテ見物ノ群集街路ヲ
 填ム商店ハ開キタルモノ閉ケタルモノ様
 タナリ、

第二報 (午後八時)

當地革命モ今迄迄平穩ノ経過ヲ以テ政權ハ
 沿海洲自治会長ヌドウエジエフノ手ニ移リシカ
 其過激派的色彩頗ル濃厚ニシテ海軍司令部
 ニハ午後三時半ヨリ敷設船ウリスレニハ同ク

四時半ヨリ各旗ニ赤旗編々トシテ港内ヲ
 既見シツ・アリ
 又街止ニハ赤旗ノ武装自動車赤印ノ兵士等
 勤者等頻ニ往來シテ車馬ニハ赤軍一番河ニ
 番河方面ニハ勤者固ヨリ到者毎ニツウ
 ノ声盛ニ起リ殊ニ夕刻六時以ニハ樂隊ヲ先
 頭ニシテ歩兵ニ個中隊騎兵三十野砲十門ノ
 赤旗軍隊革命ノ呼應シテ革命ノ歡聲湧ク
 キ市民到ル處ニハ安寧秩序ハ目下先ツ完全ニ
 カ如シ但市内ノ安寧秩序ハ目下先ツ完全ニ
 維持セラレツ・アリテ少クモ表面上ハ何等
 憂フヘキ現象ヲ認メサル又後日ノ恐慌襲来
 ヲ恐レツツアルモ、斯カラサルカ如シ

ニコラエフスナト況 (臨時海軍總司令部通信隊長)

其後当市ノ情況ハ未ダ不安ノ域ヲ脱スルニ
 至ラズ秩序稍々恢復シ小康ヲ見ルモ變遷常
 ナキ露人相争ハトナレハ固ヨリ心ヲ許ス
 ヘクモアラス敵ハ盛ニスヤ、利用シ變幻
 出茨シ昨日ノ如キハ東ハ又イラフ砲台ヲ襲
 撃スルアリ西ハ附近ニ於テ我々候ヲ狙撃
 シテ名ノ負傷ヲ出スアリ北方朝鮮部落亦彼
 業ノ入り込ニシ形跡アリト去ヘハ今ヤ、ニシ
 市ハ四面ニ敵ヲ有スルノ状態ニアリ隊員一
 同元氣旺盛日更ニ秋ヲ嚴ニシツツアリ
 (終)

大正九年正月六日 獲
海謀報第二四三八號 警 第三號
大正九年一月三日 海軍軍令部



第 1396 號

浦塩電報 (一月三十一日卷)

一月三十一日浦塩ニ於ケル政変ニ関シ第五戰隊ヨリハ居民保護ノ為同日午前九時十五分陸戰隊一箇中隊ヲ總領事館ニ派遣シ警戒セシム
米艦ヨリハ三十日夜及三十日朝ニ二回比較的多數ノ陸戰隊(一箇中隊以上)上陸セリ彼等ハ時々位置ヲ變シ或ハ街上ニ散兵セリ
浦塩ニ在泊セル露國駆逐艦ハ三十日其乗員全部ヲ海上ニ移シテカキヨルニ乗員ノ手ニヨリ主要兵器等ヲ使用不可能トモトセシカニ
十百將校ヲ除キ若葉員ノ大部復歸シ爾末

別状ヲ認メ

政変ニ関シ日本中野村艦長トモ早晩舊政府側ノ要員ニ在リシガ及將校等ヲ搜索逮捕期待セラル目下露方ハ軍司令部ニ要塞司令官ウエリゴリヲ將セリ代表者マツマエ以下數名ノ將校ハ肥前ニ收容シテリ孰シモ近々陸軍運送船ヲ日本へ渡航ス等

ニコラエウスク電報 (一月三十一日卷)

本年ハ例年ヨリ暖カクアレキサンドロフスク附近ハ十二月末迄結氷セザリト

(終)



第 1397 號

天正九年正月六日 接獲 警務局 第三課

海謀報第 2439 號
大正九年二月三日 海軍軍令部

政變後、浦邊情況 (二月一日發)

今因政權ヲ奪取セル州自治會ハ地方的
獨立政府ナリ或ハ過激派政府ニ屬スルモ
ノナルヤ未タ尙モ標榜スル所ナキモ早晚聯合
國ノ態度ヲ見テ或ハ後者タルヲ聲明ス
ハキヤニ察セラル

昔政府側領袖、搜索逮捕漸ク急ナル者アリ
リコガノフバ、六名二月一日夕刻肥前ニ移
レリ

三ノリヨル上等ノ行動ニ関シ抑留擱坐等種々
ノ風評行ハレリ、アルモ事實ニアラズ豫定ノ
行動ヲ採リ、アルガ如シ但行先地ハ敦賀

其他適宜變更ルコト可シ
要スル政變ノ翌日只無事ニ經過セリ唯市中
軍隊勞働者等、示威行列頗ル盛ニテ本日
亦旗ヲ降下セル敷設艇、外人家共ニ赤色
ヲ帶ヘルモ、益々増加セリ

ニコラエフスタ附近ノ情況 (浦三十一日發)

臨時無線電信隊長、報告ニヨリハ過激派軍ハ
依然ニコラエフスタ市上電信隊トノ中間ニ占位シ
電線ヲ切断セルヲ以テ兩所間ノ通信連絡杜
絶セリ、敵ノ乍候電信隊附近ニ出タスル
到リシヲ以テ同隊ハ日夜警戒ヲ嚴ニシ萬一
場合ハ附近ノ漢場、病院ヲ焼拂ヒ尙狀況
推移ニヨリテハ更ニ同隊管理倉庫ノ一部ヲ
焼拂ハントスト

(終)